

晴海西小学校第二校舎建設工事 設計概要

1 所在地の概要

- (1) 住 所：中央区晴海四丁目 8 番の一部（住居表示）
中央区晴海四丁目 107-8 の一部（地名地番）
- (2) 敷地面積：約7,900㎡（都市計画道路部分：約1,600㎡含む）
- (3) 用途地域・地区等
- ① 用途地域：準工業地域
 - ② 建蔽率／容積率：60％／400％
 - ③ 防火地域
 - ④ 晴海地区地区計画（再開発等促進区を定める地区計画）
 - ⑤ 臨海部開発土地地区画整理事業
- (4) 敷地の状況
- 〈土地形状〉 南北：約120m、東西：約60mの概ね整形
- 〈接 道〉 前面道路：北側20m
- 〈その他〉 西側隣地：晴海特別出張所（仮称）等複合施設
- 敷地南部：都市計画道路予定あり
- 敷地東側：位置指定道路予定あり（建築基準法第42条第1項第五号）※¹

※¹ 詳細は晴海西小学校第二校舎建設工事設計業務委託仕様書別紙参照

2 事業計画予定

- ・基本・実施設計 令和 5年 5月～令和 8年 3月（※都市計画手続を含む）
- ・建設工事 令和 8年 7月～令和11年12月（延べ42ヶ月）
- ・開 設 令和12年 4月

3 想定施設規模

- (1) 施設規模：延べ面積12,000㎡程度
- (2) 構 造：耐火構造
- (3) 主要用途：小学校
- (4) 学級数等：
- | | |
|---------------------|-------|
| 普通教室 | 27クラス |
| 小多目的室※ ² | 3クラス |
| 特別支援教室 | 2クラス |
| 放課後こども教室（仮称） | 2クラス |

※² 普通教室に転用可能な設えとする。

4 重点事項

晴海西小学校第二校舎建設工事設計における重点事項説明

晴海西小学校第二校舎(以下、「第二校舎」という。)は、本校となる晴海西小学校及び校舎の一部を共用する晴海西中学校における児童生徒の増加に対応するため、本校(晴海五丁目3番5号)の近隣(晴海四丁目)に建設する小学校である。

第二校舎は、特別区ではほとんど例のない、小学校第1学年から第3学年のみが通う低学年専用の校舎となる。低学年のみの大規模小学校を建設するにあたり、児童一人ひとりが安全に学習でき、良好な学習環境を確保することはもとより、これからの教育活動にも柔軟に対応し、低学年のみの学校施設であることを優位に生かした設計とすることを目指す。

現時点で、設計上特に留意する事項は以下のとおりとする。

(1) 児童数及び学級数

1学級35人定員、第1学年から第3学年まで各9学級、計27学級の小学校を設計する。

(2) 普通教室

普通教室は、原則同学年を同一階に配置する。広さは、一般的な授業形式の使用の他に、クラス全体での発表や討論、グループ学習やICTを活用した学習等、多様な学習形態に対応できるように、有効で長辺9.0m×短辺8.3m以上を確保する。また、短辺に白板を整備する。

児童用の机は、新JIS規格W700×D500を想定し設計する。(別紙参照)

(3) 少人数教室

少人数教室は、学習の習熟度に応じた指導ができるよう、学級を複数に分けたときに使用する教室である。

(4) 特別教室(※1)

特別教室は、音楽室のみ専用の音楽室を設置する。他の教科は専用の特別教室を設置しないが、多目的室として図画工作仕様の室を設置する。(→関連(16)多目的室の設置)

(5) 特別支援教室

特別支援教室は、自閉症(ASD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、学習障害、情緒障害(場面寡黙など)のある児童が在籍校で特別の指導を受けられるよう設置されているもので、普通教室とは異なる機能・設備が求められる。

設計に当たっては、「特別支援教室の運営ガイドライン/東京都教育委員会」を参考にする。

(6) 図書室

図書室は、読書や学習の場だけでなく、昼休み等の子どもの居場所として幅広く活用される。第二校舎は低学年専用施設であることから、図書室の利用時間が多いため複数クラスの同時使用に対応した設計が必要である。

また、低学年児童が読書に親しむ環境づくりやICT学習に対応した設備を整え、自発的な学習や読書活動につながる設計とする。

(7) 体育館

体育館は、体育の授業で使用することはもとより、入学式・卒業式などの学校行事、展覧会・発表会等の教育活動に幅広く活用される。また、災害時の避難所としての活用や地域開放を行う。

したがって、実施する競技に対応した設備にするとともに、体育器具に加え行事で使用する椅子やテーブル、展示パネル、ピアノなどの収納や防災倉庫の配置にも配慮した設計にする。

(8) 屋上プール

屋上プールは、光熱水費が高額となる設備であるため、維持管理が容易でコストパフォーマンスに優れた設計にするとともに、日除け対策や目隠し等についても配慮された設計とする。

(9) 給食室

給食室の計画においては最大食数を約 1200 人とし、食材搬入車両やごみ収集車両からの給食室への動線に配慮する。食材搬入口は検収室に入る汚染扱い用と配膳室に入る非汚染扱い用の二か所を設置する。

(10) 運動場

運動場は、体育競技・地域開放で使用することを想定した設計とする。運動場の形状は長方形を原則とし、運動場として最大限の広さを確保する。

また、晴海西中学校の部活動などの利用を踏まえた設計とする。

(11) 交流ルーム（仮称）

屋内運動場として、体育館に加えて交流ルーム（仮称）を整備する。交流ルーム（仮称）では、ダンスや体づくり運動などの体育授業を行う。

(12) 共用部（廊下、階段、昇降口、水飲み場、トイレ）

廊下、階段、昇降口などの動線は円滑に移動できるスペース・幅を確保する。水飲み場、トイレは短時間に集中的に使用するため、利用範囲のブロックごとに不足なく整備する。

(13) 昇降機

身体障がい者等（車椅子対応・聴覚障がい者等）の利用に配慮し、不特定多数が利用できる仕様とする。地域開放を考慮し、地域エリアから利用できる位置に設置する。

(14) 管理諸室

職員室・校長室・事務室・主事室などの管理諸室は、外部からのアクセスが容易で各室が連携して業務を行えるように設計する。また、職員室は運動場や来校者への視認性を高くし、主事室は来客の受付ができる配置とする。

※全職員（主事・事務職員も含む）は約 80 人程度とする。

※職員室は全員が固定の席ではなく、フリーアドレスとするエリアもある。

(15) 保健室

保健室には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置など多くの役割がある。加えて、長時間保健室に滞在することが必要な児童に対応できる設備や室内のレイアウトを考慮する。

(16) 教材庫・倉庫

教材庫や倉庫は、教材や清掃用具などを常時保管できるよう、教材庫を 3 室、行事用倉庫を 1 室、清掃用具庫を原則各階に 1 室設置する。

(17) 大多目的室（水廻り学習等）

大多目的室（水廻り学習等）は、図画工作の授業で使用できるよう水廻りを設ける。図画工作の授業で使用していない時間は効率的な利用を図るため、学年集会や会議利用など多くの用途を想定した設計とする。（→関連（4）特別教室：図画工作仕様の多目的室）

(18) 一足制の導入

第二校舎では「一足制」を採用する。これに伴い運動場は、砂塵等を持ち込むことの無い仕上げに整備する。教室・廊下等は、その用途及び外履きでの入室に適した床材にする。

昇降口には下駄箱不要となるが、必要な数の傘立ての配置や課外活動に出発する際の待機場所としての広さを確保することが望ましい。

※「一足制」では通学時の外履きを校舎内でも使用する。

ただし、体育館では体育館履きを使用する。体育館の前には履き替え用の下駄箱を整備する。

(19) 校内の移動

授業間の5分間の休憩時間で行う教室移動に要する時間を考慮したレイアウトとし、特に運動場等（体育館・運動場）への移動は、授業間の休憩時間に更衣をして移動するため、建物全体のレイアウトは普通教室から移動に要する時間を考慮した配置にする。

(20) 地域開放を行う施設

体育館・運動場は、地域開放を行う施設とする。地域開放施設は「地域エリア」（地域開放を行う施設を配置したエリア）とし、地域開放を行わないエリアとの区画を分け、エリア間の移動制限をかけられる設計にする。地域開放は主に放課後の夜間や休日、長期休業期間に行う。

(21) 放課後子ども教室（仮称）

放課後子ども教室（仮称）は、放課後や土曜日、長期休暇中の「子どもの居場所」である。設計においては、昇降口に近い配置にするなどの配慮をする。

(22) 緑化推進の取り組み

学校に整備する樹木や植栽は、低学年の生活科の授業の体験活動を充実させ児童の学びのきっかけとなるよう、種類や植樹場所を考慮するとともに、維持管理が容易なものを選定する。また、高木等については将来の成長を見込んだ配置にする。

(23) 防犯設備等

学校の活動時間以外の警備は、機械警備とする。また、外来者の受付は主事室で行い、校内への出入りは防犯対策を反映した設計にする。

(24) 防災機能

第二校舎は災害時に地域住民の避難所になることから、地域用・学校用の防災倉庫を備えるとともに、ライフラインが被災した場合に備え、マンホールトイレの設置や自家発電機の設置の検討を行う。

(25) 維持管理・ライフサイクルコスト

施設の計画においては日々の維持管理や保守業務が行いやすい設計とする。汎用性の高い製品を選定するなど修繕や設備の更新が容易な設計にするとともに、ライフサイクルコストを抑え、長寿命な施設となるよう計画する。

(26) バリアフリー

「学校設備バリアフリー化推進指針/文部科学省」を準用し、障がい等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境を整備する。また、避難所として不特定多数の区民が利用することを想定し、誰もが使いやすい設計とする。

(27) オープンスペース

オープンスペースは、グループ学習や合同授業に有効的である。一方、ICTの整備の普及等により、学習の方法は日々変化している。オープンスペースを計画する際は使用方法をよく検討し、日々の教育活動の中で有効活用できる計画とする。

※1 特別教室

特別教室とは、理科室、音楽室、図工（図画工作）室、家庭科室をいう。

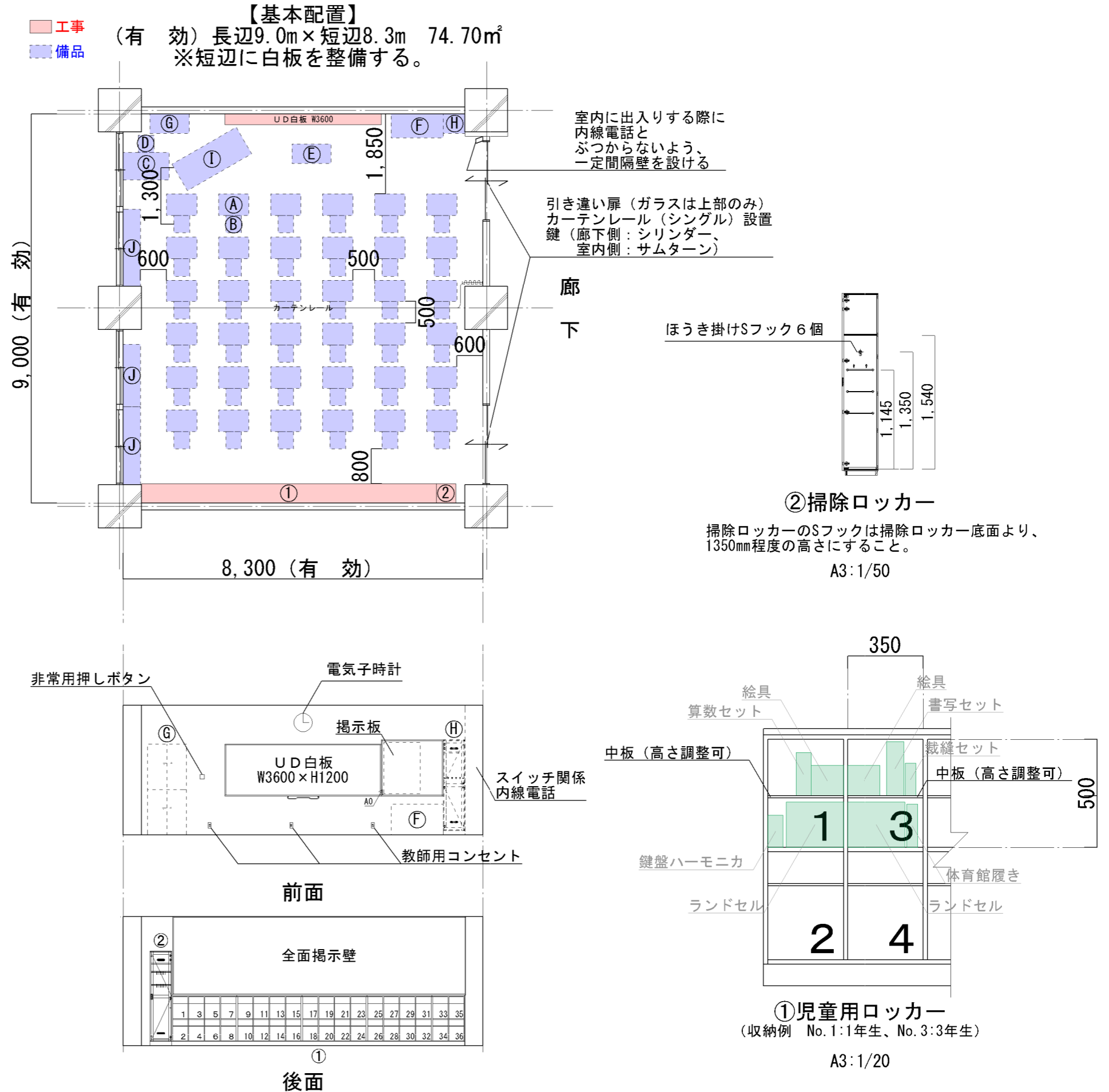
<参考基準>

設計にあたっては、以下の基準及び指針（最新版）を考慮した設計とする。

- ・ 小学校設置基準/文部科学省
- ・ 小学校施設整備指針/文部科学省
- ・ 学校環境衛生基準/文部科学省
- ・ 学校給食衛生管理基準/文部科学省
- ・ 学校設備バリアフリー化推進指針/文部科学省
- ・ 特別支援教室の運営ガイドライン/東京都教育委員会

No.	小01	室名	普通教室
建築	下記以外の要望事項		(窓：開放制限 150mm ※簡易の仮止め程度)
	床	-	(耐水性があり、汚れにくい床材)
	壁	-	(破損しにくい丈夫な壁)
	天井	-	(吸音性能のある天井材)
機械設備	間仕切	無(有)	(可動間仕切・カーテン)
	その他必要な設備	無(有)	(窓：ダブルレール 扉：シングルレール)
	空調設備	無(有)	()
	換気設備	無(有)	()
電気設備	加湿機能	無(有)	()
	水飲み・手洗い	無(有)	(お湯 口・水 口)
	什器	無(有)	(キッチン 台・洗面化粧台 台)
	その他必要な設備	無(有)	(洗濯機 台・乾燥機(ガス・電気) 台)
備考	コンセント	-	(壁・床・OAフロア・天井・リレー)
	※主な使用家電製品	-	(背面ロッカー上部に水槽)
	照明スイッチ	-	(手元・センサー・遠方)
	※主な位置	-	(廊下側出入口)
	電話	無(有)	(内外線・内線)
	TV端子	無(有)	()
	LAN端子	無(有)	(有線・無線)
	専用端末	無(有)	()
	電気時計	無(有)	()
	非常用押しボタン	無(有)	()
	学校110番	無(有)	()
	インターホン	無(有)	()
	AV設備	無(有)	(電子黒板・タブレット)
	その他必要な設備	無(有)	()

参考図



工事(造作家具)・備品リスト

工事(造作家具)				備品対応			
No.	家具・機器名	形状・寸法	数量	No.	家具・機器名	形状・寸法	数量
①	児童用ロッカー		1	A	児童用机	W700×D500	35
②	掃除ロッカー		1	B	児童用椅子	W360×D400	35
③				C	教師用机	W1060×D630	1
④				D	教師用椅子	W360×D400	1
⑤				E	教卓	W900×D450	1
⑥				F	配膳台	W1200×D550	1
⑦				G	教師用戸棚	W900×D450	1
⑧				H	白衣入れ	W450×D450	1
⑨				I	電子黒板	W1710×D710	1
⑩				J	(側面ロッカー)		適宜

5 基本仕様一覧

【施設想定規模】1学級35人（教職員80人程度） 各学年9学級 計27学級					※★「地域エリア」：地域開放を行う施設を配置したエリア ※寸法の記載の無いものは、mm単位とする。			
区分	No.	室名	室数	1室あたりの面積[m ²]		計画上の考慮点	備考	
児童学習	1	普通教室	27	74.7	同学年を同一階に配置できる計画とする。 低層階に計画する。	1室あたり35人で計画する。	児童用机：新JIS規格（W700×D500）	
	2	少人数教室	3	37.4	普通教室を配置する階に1室以上配置することが望ましい。			
	3	音楽室	1	149.4	普通教室や他の諸室への音の影響に考慮した配置とする。 体育館までの楽器移動等の動線や距離に考慮することが望ましい。	防音、遮音対策を講じる。 準備室を設けず、大型楽器等を音楽室に収納できる広さとする。		
	4	大多目的室 （水廻り学習等）	1	112.1	図工室としての利用を想定するため、陶芸窯室・作品保管庫（図工用）を近接する。 多様な学習に対応できるように各学年から使用しやすい位置に配置することが望ましい。		集会や特別教室の代替室、会議室利用などフレキシブルに使用できる室。	
	5	陶芸窯室	1	適宜	大多目的室（水廻り学習等）に近接する。			
	6	作品保管庫 （図工用）	1	適宜	図工で作成した作品や材料を保管するため、大多目的室（水廻り学習等）に近接する。			
	7	特別支援教室	1	112.1	普通教室、音楽室から離れた配置とすることが望ましい。 職員室、教育相談室から近い配置とすることが望ましい。	集団指導用の教室内空間（中ブース）を經由して入退出できる個別指導用の小ブースを4区画、パーティションで整備する。		
	8	特別支援教室 準備室	1	37.4	特別支援教室の教材を保管するため、特別支援教室と隣接して配置する。			
	9	図書室	1	240.0	静かで、良好な採光、通風などに考慮する。	2学級以上が読書利用できる空間とする。 室内にパーティション等で準備エリアを設ける。		
	10	小多目的室	3	74.7	普通教室を配置する階が望ましい。	普通教室に転用できる室とする。		
児童生活	11	展示コーナー	1	適宜	来校者が観覧しやすい場所に配置する。 展示物を保管する専用室ではなく、昇降口等の共用部に展示コーナーを設ける。	展示するためのフックやガラスケース等が設置できるよう考慮する。	★「地域エリア」	
	12	昇降口・ 来客用玄関	-	適宜	児童へのセキュリティに配慮しつつ、来校者が円滑に校内に出入りできるように配置する。	1学級が待機できるスペースを計画することが望ましい。 ★「地域エリア」に開放用の受付を計画することが望ましい。		
	13	児童用便所 （男女）	-	適宜	ゾーニング・動線に考慮し、ブロックごとに適宜設置する。	短時間に集中利用することを考慮し、十分な数を設置する。 職員用・来客用・地域開放用は別に設ける。		
	14	水飲み場	-	適宜	ゾーニング・動線に考慮し、ブロックごとに適宜設置する。 階段の踊り場など通行部が濡れる配置を避ける。	短時間に集中利用することを考慮し、十分な数を設置する。 運動場にも整備し、水道管直結とする。		
	15	廊下・階段	-	適宜	廊下・階段の幅は児童が2列ずつ、計4列ですれ違える程度の適度な幅員を確保する。	明るく、通りやすい動線、視認性に考慮する。 廊下は段差を極力設けず、車椅子や給食配膳用の運搬車などの利用に配慮する。		
職員管理	16	職員室	1	310.0	校長室・事務室に近接し、機能的な連携を取れるようにする。 来校者にわかりやすく、昇降口・来客用玄関からのアクセスが容易な計画とすることが望ましい。 運動場を見渡せる計画とする。	利用想定人数から適切な広さを確保する。 打ち合わせスペースを設ける。		
	17	給湯室	1	適宜	職員室・会議室からのアクセスに考慮した配置とする。		校長室を除く、職員室・事務室・主事室の共有給湯スペースとする。	
	18	校長室	1	45.0	地上運動場に面する計画とする。 職員室・事務室に近接し、機能的な連携を取れるようにする。 来校者にわかりやすく、昇降口・来客用玄関からのアクセスが容易な計画とすることが望ましい。	校長の執務室としての機能の他、応接室・会議室としての利用に考慮する。		
	19	事務室	1	45.0	職員室・校長室に近接し、機能的な連携を取れるようにする。 来校者にわかりやすく、昇降口・来客用玄関からのアクセスが容易な計画とすることが望ましい。			
	20	主事室	1	40.0	来校者にわかりやすく、昇降口・来客用玄関からのアクセスが容易な計画とすることが望ましい。 直ちに屋外に出ることが望ましい。		主事室倉庫・主事室休憩室を含む。	
	21	会議室	1	25.0	校長室・職員室からのアクセスが容易な計画とすることが望ましい。	大人数の会議は大多目的室（水廻り学習等）を想定するため、15人程度の会議室とする。		
	22	印刷室	1	35.0	職員室に近接することが望ましい。			
	23	放送室	1	30.0	運動場に面し、廊下及び運動場から出入りできる計画とする。 職員室に近接することが望ましい。	防音、遮音対策を講じる。		
	24	PTA室	1	25.0	来校者のアクセスが容易な計画とする。 職員室と同じ階が望ましい。		★「地域エリア」	
	25	教材庫	3	適宜				
	26	倉庫	1 -	37.4 適宜	清掃用倉庫を各階一か所設置する。		行事用倉庫 清掃用具庫	
	27	保健室	1	74.7	職員室に近接することが望ましい。 運動場に面する位置で救急車・検診車が横付けしやすい位置とすることが望ましい。 教育相談室に近接することが望ましい。	効率的な健康診断のため、廊下から2箇所の出入口とする。		
	28	教育相談室	1	20.0	昇降口から教育相談室まで行きやすく、利用しない児童から視認されにくい位置に配置することが望ましい。 保健室に近接することが望ましい。	小会議室としても使用できるようにする。		
	29	職員用便所 （男女）	1	適宜	職員室・校長室・事務室に近接する。		来客用便所と兼用可とする。	

5 基本仕様一覧

区分	No.	室名	室数	1室あたりの面積[m ²]		計画上の考慮点	備考
職員管理	30	来客用便所 (男女)	1	適宜			★「地域エリア」 職員用便所と兼用可とする。
	31	高齢者障害者等用 便所(バリアフ リートイレ)	2	適宜	1階と体育館の階に配置する。		★「地域エリア」
	32	職員用更衣室 (男女)	2	35.0	管理諸室(職員室・校長室・事務室)に近接する。	職員数のロッカーの配置に加えて、5m程度の休憩スペースを整備する。	
	33	昇降機	1	適宜	地域開放の利用者に考慮し、来校者が容易に認識できる位置とする。	15人~20人程度の昇降機を1台設置する。	★「地域エリア」
	34	給食室	1	適宜	1階に配置することが望ましい。	「公立学校施設費国庫負担金等に関する法令等の運用細目 給食室基準面積」に基づいた面積とすることが望ましい。	給食室とは、検収室・下処理室・調理室・給食室内配膳室・洗浄室・食品庫をいう。
					調理員休憩室を隣接する。	いくつかの水栓は水道直結管とする。	
					収集車両の駐車場所、食材搬入車両から検収室までの距離・動線などに考慮する。	形状は長方形とする。	
		食材搬入口は検収室に入る汚染扱い用と配膳室に入る非汚染扱い用の2か所とする。					
	35	給食専用昇降機	1	適宜	配膳室内に計画する。	調理員と運搬車(W900×D650)が2台程度入る大きさとする。	
	36	配膳室	各階	適宜	普通教室を配置する階に計画する。	普通教室数に応じた運搬車(W900×D650)を保管した上で、調理員が作業できる大きさとする。	
	37	調理員休憩室	1	適宜	給食室を隣接する。		
38	ゴミ置き場	1	適宜	給食室、駐車場から近い配置が望ましい。			
39	防災備蓄倉庫 (学校用防災倉庫)	1	適宜	運動場を横切らず、利便性の高い位置に配置する。		帰宅困難者(児童及び職員)用の防災倉庫。	
40	駐車場	1	適宜	2台程度駐車可能な計画が望ましい。		★「地域エリア」	
				運動場を横切らず、利便性の高い位置に配置する。			
41	自転車駐車場	1	適宜	敷地外からのアクセスが容易な場所に配置をする。			
運動	42	地上運動場	1	※	※可能な限り大きい面積を確保する。		想定される競技: サッカー、ハードル走、リレー、走り幅跳び
	43	児童用便所 (運動場)	1	適宜	運動場から直接利用可能なトイレを設ける。		
	44	倉庫 (運動場)	1	適宜	運動場から直接利用可能な倉庫を設ける。		★「地域エリア」
					十分な面積を確保する。		
	45	体育館	1	900.0	調整室・器具庫・ピアノ収納用倉庫を体育館と一体的に設置する。	地域開放を想定し、更衣室や便所を近接する。	★「地域エリア」
					水飲み場を近接することが望ましい。		
	46	交流ルーム (仮称)	1	149.4	多様な学習に対応できるように各学年から使用しやすい位置に配置することが望ましい。	体育授業に対応した室とし、音や振動に配慮する。	集会や特別教室の代替室、会議室利用などフレキシブルに使用できる室。
						放課後子ども教室(仮称)と近接することが望ましい。	取り外し式低鉄棒、ロッククライミングなどの使用を想定する。
	47	更衣室 (地域開放用)	1	適宜			★「地域エリア」
	48	屋上 プール	1	適宜	25m×6コース程度が望ましい。 水槽・付属室(管理室・更衣室・機械室)を一体的に整備する。		
49	プール用便所 (男女)	1	適宜	プールから容易にアクセスできる配置とする。			
50	プール用更衣室 (男女)	1	適宜	プールから容易にアクセスできる配置とする。	1学級以上が更衣できるよう、十分な広さを確保する。		
51	プール用倉庫	1	適宜	プールから容易にアクセスできる配置とする。		塩素ほか物品を保管する倉庫。	
地域	52	防災拠点倉庫 (地域用防災倉庫)	1	適宜	体育館に近接する。		避難所(防災拠点)としての防災倉庫。
					外部からの搬出入が可能な位置とする。		★「地域エリア」
	53	放課後 子ども教室 (仮称)	2	74.7	交流ルーム(仮称)と近接することが望ましい。 来校者が容易にアクセスできる配置とする。		★「地域エリア」
53	放課後 子ども教室 (仮称) 事務室	1	37.4	放課後子ども教室(仮称)と近接する。		★「地域エリア」	